

拉致問題の解決

その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処

に関する政府の取組についての報告

外務省



外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話 03-3580-3311
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年法律第96号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組について報告するものである。

1. 総論

北朝鮮による拉致及び人権侵害問題は国際社会の重大な懸念事項であり、政府は様々な取組を行っている。特に、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という普遍的な問題である。政府としては、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置付け、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしている。また、各種国際会議や各国との首脳会談を始めとする、あらゆる外交上の機会をとらえて拉致問題を提起してきており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、諸外国から幅広い理解と支持を得てきている。特に、本年度は、政府が主導して設置が決定された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(Commission of Inquiry:COI)(※1)の精力的な活動や平成26年3月に提出された同委員会の最終報告書によって、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する国際社会の関心は更に高まった。

第186回国会所信表明演説において
拉致問題解決に向けた決意を述べる安倍内閣総理大臣
(平成26年1月)



しかしながら、政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者17名のうち、12名の方がいまだに帰国していない。北朝鮮は、平成26年5月の日朝政府間協議の結果、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。政府としては、北朝鮮が合意に従い、誠実に行動をとっていくことを促し、拉致被害者を含む全ての日本人に関する問題の早期解決に向け前進するよう取り組んでいく考えである。

以下では、まず、拉致問題に関して、国内における取組、日朝協議及び六者会合、国際場裡における取組、さらに、各国との連携につき俯瞰する。次いで、脱北者問題に関する政府の取組を説明し、最後に、北朝鮮によるその他の人権侵害問題の現状につき概観することとする。

2. 拉致問題

拉致問題対策本部
コア会合
(平成26年2月)



(1) 国内における取組

(ア) 政府一体となった取組

平成25年1月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣に新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、本部長である総理大臣を始め、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣、そして本部員である他の全ての国務大臣から構成され、拉致問題の解決に向け、政府一体となった取組を推進している。第1回対策本部会合では、拉致問題の解決に向けた方針(※2)が決定され、その方針の下、各閣僚が、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、8つの項目(※3)について、それぞれの責任分野において全力を尽くすことが確認された。

平成26年2月には、拉致問題への取組をさらに推進す

るため、本部長及び副本部長による同対策本部のコア会合を開催し、最近の北朝鮮情勢、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律のフォローアップ、最近の拉致問題に関する動きについての報告及び意見交換を行うとともに、拉致被害者等への今後の支援策の在り方について検討するため、同対策本部の下に関係省庁の局長級からなる支援幹事会を設置した。

また、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策組織代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を平成25年1月、4月及び11月に開催した。さらに、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催している。

(イ) 北朝鮮に対する措置の実施

北朝鮮によるミサイル発射や核実験実施といった一連の挑発行動を受け、また、北朝鮮が引き続き拉致問題について何ら誠意ある対応を見せていないこと等を総合的に勘案し、政府は、国連安保理決議に基づく措置に加えて、これまで一連の対北朝鮮措置(※4)を決定し、これらの措置を実施してきた。

政府は、平成25年4月、北朝鮮による核実験の実施を受けて同年3月に採択された国連安保理決議第2094号を実施するための国内法上必要な手続きをとるとともに、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止措置及び北朝鮮に向けた全ての品目の輸出禁止措置について、これらを2年間継続することとし、また、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画

等に関与する者として、追加的に1団体及び4個人に対して資産凍結等の措置を講じたことを発表した。さらに、平成25年8月30日、北朝鮮が、国際社会の強い反対にもかかわらず、依然として核・ミサイル開発を継続し、拉致問題について何ら具体的な行動を見せていないこと等を踏まえ、9団体及び2個人を資産凍結の対象として追加的に指定することを発表した(※5)。

北朝鮮に対し、諸懸案の解決に向け、国連安保理決議や六者会合共同声明を完全に実施し、国際社会との関与を通じた前向きな対応をとる道を選択するよう求めるため、政府は、引き続き、一連の国連安保理決議に基づく措置や我が国独自の措置を着実に実施しつつ、米国、韓国、さらには中国、ロシアといった関係国と緊密に連携して取り組んでいく考えである。

(ウ) 拉致問題に関する理解促進

拉致問題に関する理解促進について、法は、政府及び地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定めている。

政府は、これまで、ポスター、DVD、パンフレット、小冊子等の制作・頒布、インターネットによる発信等に加え、拉致問題対策本部と関係地方自治体等との共催による啓発行事(平成25年5月岐阜県、10月北海道・札幌市、同月鳥取県・米子市、11月佐賀県・小城市、平成26年2月東京都・渋谷区、3月新潟県・新潟市)等を実施し、理解促進・啓発の一層の強化に取り組んでいる。また、拉致問題について国際社会の理解促進を図るた

め、平成25年5月に米国(ワシントン及びニューヨーク)において、拉致問題啓発イベントを実施した他、同年10月、我が国の国連代表部が、ニューヨークにおいてDVD「めぐみ」の上映会を行った。この他、海外の専門家・報道関係者を我が国に招聘し、拉致被害者家族へのインタビュー及び拉致現場の視察などを実施した結果、各国の有力紙において拉致問題に関する記事が掲載された(本年度は、オーストラリア、カナダ、スペイン、タイ、ロシアから計5名を招聘)。なお、政府は、対北朝鮮短波ラジオ放送を通じて、拉致被害者等に向けて、政府の取組や国内外の情勢に関する情報、さらには、御家族の声や励ましのメッセージを送っている。

(エ) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。政府は、平成25年12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催による拉致問題シンポジウム「拉致問題解決に向けて～専門家100人大討論会～」、同月16日には、拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援による「ふるさとの風コンサート

～「北朝鮮拉致被害者」救出を誓う音楽の集い～」を開催したほか、関係省庁、地方公共団体等においても、同週間を中心に講演会、パネル展、ポスターの掲出、チラシ等の配布、インターネットバナー広告及び交通広告(電車中吊り)の実施、全国の地方新聞紙における広告の掲載等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。

(オ) 拉致被害者の認定及び拉致容疑事案等の捜査・調査の推進

平成14年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人の拉致を初めて認めた。平成26年5月1日現在、内閣総理大臣が認定した北朝鮮による日本人拉致容疑事案は、12件(被害者17名)である。この12件以外にも、警察は、朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件(被害者2名)を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。また、これまで、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件に係る11名について逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、政府は北朝鮮にその引渡しを要求している。

これら以外にも、いわゆる特定失踪者(※6)の方も含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として警察が捜査・調査の対象としている方は860人おり(平成26年5月1日現在)、警察では、真相解明に向けた取組を更

に強化するため、平成25年3月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に対する指導を強化している。また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、御家族等からのDNA型鑑定資料の採取を実施している。これらの事案について広く国民からの情報提供を求めため、平成25年6月から、御家族の同意が得られた事案については、「警察庁重点情報収集事案」として、事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載しているほか、同年9月から、警察庁のウェブサイトにも一覧表を掲載するとともに、各都道府県警察のウェブサイトへのリンクを掲示している。また、海難事案として処理されている事案についても、海上保安庁との連携を強化して、捜査・調査を行っている。



久米裕さん 松本京子さん 横田めぐみさん 田中実さん 田口八重子さん 市川修一さん 増元るみ子さん 曾我ミヨシさん 石岡亨さん

松木薫さん 原教晃さん 有本恵子さん 地村保志さん 地村富貴恵さん 蓮池薫さん 蓮池祐木子さん 曾我ひとみさん

(2) 日朝協議及び六者会合

(ア) 日朝協議

日朝関係については、政府は、日朝平壤宣言^{ピョンヤン}に則って、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、「対話と圧力」の方針を貫き、全力で取り組んでいく考えである。

日朝間では、平成20年に2回の日朝実務者協議が開催され、拉致問題に関する全面的な調査の実施及びその具体的な態様等につき日朝間で合意した。しかし、同年9月に北朝鮮側から、引き続き日朝実務者協議の合意を履行する立場であるが、調査開始を見合わせるとの連絡があり、それ以降、調査は実施されなかった。

平成24年11月には、約4年ぶりとなる日朝政府間協議が開催され、協議を継続していくことで一致したが、同年12月上旬に予定されていた第2回の日朝政府間協議は、12月1日に北朝鮮がミサイル発射の予告を行ったことを受け、延期を余儀なくされた。

平成26年3月、1年4ヶ月ぶりに日朝政府間協議が再開された。協議では、双方が関心を有する幅広い諸懸案について、真摯かつ率直な議論を行い、日本側からは、拉致問題について日本側の基本的考え方について問題提起を行った他、拉致の疑いが排除できない方々の件や、日本人配偶者の問題等を含む日本人にかかる諸問題を提起した。その後、同年5月に開催された日朝政府間協議の結果、北朝鮮側は拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束した。

政府としては、一日も早い拉致被害者全員の帰国が必要との考えの下、「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、引き続き全力を尽くしていく考えである。

(イ) 六者会合

六者会合は、北朝鮮をめぐる諸懸案を解決するための交渉の場として、引き続き有効な枠組みである。政府は、六者会合の再開にはまず北朝鮮による諸懸案の解決のための具体的な行動が必要との立場であり、日米韓で緊密に連携しながら、北朝鮮の具体的な行動を強く求めてきているが、平成25年2月の核実験の強行や平成26年3月の弾道ミサイル発射に見られるように、日米韓が北朝鮮に求めている具体的な行動は見られておらず、六者会合は平成20年12月以来開催されてい

ない。平成17年9月に発出された六者会合共同声明においては、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎として、日朝間の国交を正常化するための措置をとることが、六者会合の目標の一つとして位置づけられており、この共同声明の完全な実施が重要である。

政府としては、米国及び韓国、さらには中国やロシアを始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、六者会合共同声明の完全実施に向けて具体的な行動をとるよう引き続き求めていく考えである。

(3) 国際場裡における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が単独で北朝鮮側に強く働きかけるだけでなく、拉致問題解決の重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠であり、政府は、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起している。

平成25年10月、政府は拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議案(※7)を欧州連合(EU)と共に提出し、同決議は同年11月には国連総会第3委員会、同年12月には同総会本会議において、無投票でコンセンサス採択された(同決議の採択は9年連続9回目)。これは、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に対して、国際社会に引き続き強い懸念が存在することを示しており、北朝鮮に対し国際社会の明確なメッセージを改めて発出することとなった。また、平成25年3月の人権理事会において我が国とEUが共同提出し採択された北朝鮮人権状況決議に基づいて設置された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)が、約1年間にわたり精力的な調査活動を行った。平成25年8月末のCOI訪日時には、政府は安倍総理、岸田外務大臣、古屋拉致問題担当大臣他と

の面会や関係省庁による政府合同説明会を行った。COIは我が国に加え、韓国、タイ、英国及び米国を訪問し、公開の場で証言者から聞き取りを行う公聴会等を通じて得た情報等を基に最終報告書(コラム参照)を作成し、3月17日に人権理事会に提出した。同報告書は、拉致問題を含む、北朝鮮における深刻な人権侵害を「人道に対する罪」と断定し、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会や国連にも更なる行動を求める内容となっている。政府は、この報告書の内容を反映したこれまで以上に強い内容の北朝鮮人権状況決議案をEUと共に人権理事会に提出し、同決議案は、平成26年3月28日に、賛成多数で可決された(採択は7年連続7回目)。

政府は、国連のみならず、G8サミット、ASEAN関連首脳会議等の多国間の枠組みにおいても、拉致問題を提起しており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、国際社会から明確な理解と支持を得てきている。平成26年6月のG7サミットにおいても、同年5月の日朝合意を紹介し、拉致問題解決の必要性を強く訴え、各国首脳から力強い支持が示された。

(4) 各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働きかけと並行して、政府は、諸外国との首脳会談や外相会談を始めとする様々な機会をとらえ、拉致問題に関する我が国の立場を説明し、それに対する理解と支持を得てきている。

例えば、平成26年3月の日米韓首脳会談では、安倍総理から、拉致問題についての米国及び韓国の一貫した理解と協力に対する謝意を表しつつ、両国と連携して対応していく旨述べ、オバマ大統領及び朴槿恵大統領の理解を得た。また、同年4月に実施された日米首脳会談では、安倍総理から拉致問題への引き続きの理解と協力を期待する旨述べ、オバマ大統領の支持を得た他、安倍総理からは、北朝鮮人権

日米韓首脳会談
(平成26年3月)



状況決議のフォローアップにつき、安保理常任理事国である米国と引き続き緊密に連携していきたい旨述べた。オバマ大統領の訪日中には、同大統領と拉致被害者御家族の面会も実現した。さらに、安倍総理は、平成25年中、5回の外遊によりASEAN全10カ国を歴訪する中で、10カ国すべての首脳に拉致問題に対する理解と支持を求めた。その他、同年4月の日露首脳会談、4月以降の一連の中東訪問、11月の日EU定期首脳会議、平成26年1月のインド訪問を含め、多くの機会に、拉致問題に対する各国の理解と支持を求めてきている。

4. その他の人権侵害問題

(1) 日本人配偶者問題

過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問についても、人道的観点から取り組むべき問題である。

昭和34年から昭和59年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により北朝鮮に渡航した日本人配偶者1,831名に関し、政府としては、従来から、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきた。これに対し、北朝鮮側からは、若干名の安否についての連絡及び手紙の伝達はあった

が、親族から安否確認の要請があった全ての配偶者の安否が確認されているわけではない。

平成24年11月、平成26年3月及び5月の日朝政府間協議では、この問題を含む日本人に係る諸問題を提起し、北朝鮮側は、これらの問題につき協力していくこととした。政府としては、今後とも、機会を捉えて、安否確認や故郷訪問・帰国について、北朝鮮側に対しその実現を求めていく考えである。

(2) 北朝鮮内の人権侵害問題

平成26年3月に人権理事会に提出されたCOIの最終報告書では、思想、表現及び宗教の自由の侵害、差別、移動及び居住の自由の侵害、食料への権利及び生存権の侵害、恣意的拘禁、拷問、処刑及び強制収容所、拉致及び強制失踪等、北朝鮮の広範、組織的かつ深刻な人権侵害が詳述されており、これらは「人道に対する罪」に相当するとしている。

また、米国国務省や国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者等が作成した報告書においても、北朝鮮内における広範な人権侵害が指摘されている。

政府としては、北朝鮮が国際社会の声を真摯に受けとめ、拉致問題の早期解決を含めた人権状況の改善や、国際社会との協力に向け具体的な行動をとるよう、引き続き強く求めていく。

》 北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)最終報告書

平成26年3月17日、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)は、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況全般に関するこれまでの調査結果を取りまとめた報告書を入権理事会に提出した。この報告書は、拉致問題を含む北朝鮮における深刻な人権侵害を包括的に詳述する中で、殺人、奴隷、拷問、拘禁、性的暴力、強制失踪、長期の飢餓状態等が「人道に対する罪」に含まれると断定し、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会や国連にも更なる行動を求める内容となっている。

拉致問題については、日本を含む各国の国民が拉致された事実を記載の上、拉致及び拉致被害者の置かれた状況は、現在も進行している「人道に対する罪」に該当すると断定し、北朝鮮に対し、拉致被害者に関する情報提供と被害者本人及びその子を帰国させるよう勧告している。



COI委員訪日
(平成25年8月)

また、国際社会によるさらなる取組として、国連人権高等弁務官に対し、人権侵害の責任の所在を明らかにすること等を目的とした組織を関連地域に設置することや、安全保障理事会に対し、北朝鮮の人権状況を国際刑事裁判所(ICC)に付託することや人道に対する罪に最も責任を有するとされる者に対する制裁を課すことなどを勧告している。

〈注釈〉

- ※1 北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)は、平成25年3月の第22回人権理事会に、我が国及び欧州連合(EU)が共同提出した北朝鮮人権状況決議案が採択されたことにより、設置が決定された。マルズキ・ダルスマン国連北朝鮮人権状況特別報告者のほか、委員長であるマイケル・カービー元豪州連邦最高裁判所判事及びソーニャ・ピセルコNGO「セルビア・ヘルシンキ人権委員会」代表の3名で構成され、平成26年3月までの約1年間にわたり活動を行った。
- ※2 北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。
- ※3 ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。②日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。⑥米国、韓国を始めとする関係各国との緊密な連携及び国連を始めとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。
- ※4 平成18年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、同年10月9日の北朝鮮による核実験実施の発表を受け、同11日、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮からの輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。平成21年には、4月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、同10日に北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出に

ついて届出を要する金額(下限額)を現行の100万円超から30万円超に引き下げること、北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する金額(下限額)を現行の3,000万円超から1,000万円超に引き下げることを発表した。また、5月25日の北朝鮮による核実験実施を受け、6月16日に北朝鮮に向けた全ての品目の輸出禁止並びに「北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」を原則として許可しないことを発表した。さらに、6月13日に採択された国連安保理決議第1874号を受け、7月6日に北朝鮮の核関連、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器関連の計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資産移転等の防止、北朝鮮の拡散上機微な核活動に係る専門教育・訓練の防止等を発表した。我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案については、7月7日に閣議決定して同日国会に提出したが、廃案となった。その後、10月30日に再度閣議決定し、同日国会に提出し、平成22年5月28日に成立した。

平成22年には、3月の韓国哨戒艦沈没事件を受け、①北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を30万円超から10万円超に引き下げること、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する下限額を1,000万円超から300万円超に引き下げること、③(北朝鮮に係る輸出入禁止)措置の執行にあたり、第三国を経由する迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、さらに厳格に対応していくことを発表した。

- ※5 平成25年8月、外務省告示により北朝鮮の核関連計画等に関与する者として9団体及び2個人を指定し、外為法に基づき、当該団体・個人に対し、(1)支払規制(対象者に対する支払等の許可制)、(2)資本取引規制(対象者との間の預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約等の許可制)を実施する旨を発表した。
- ※6 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。
- ※7 同決議は、拉致問題について、極めて深刻な懸念を強調した上で、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた透明性のある方法で、既存のルートを含め、同問題を早急に解決することを強く要求している。

上で判断するとの方針に基づき対処している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名を超える脱北者が我が国に入国している。

また、政府としては、我が国に帰国し、又は入国した脱北者が自立した生活を送ることができる環境を早期に整えることが肝要であると考えており、関係省庁の緊密な連携の下、定着支援のための施策を円滑かつ迅速に実施しているところである。具体的には、脱北者に対し、個別のケースに応じて、職業相談、精神的なケアの実施、日本語教育機関の紹介等を行っている。

3. 脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオス等のアジア諸国に滞在しているとみられ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を送っていることから、実数の把握は極めて困難である。

政府は、脱北者の保護及び支援については、法の趣旨を踏まえ対応してきている。脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した